

桐朋学園大学利益相反マネジメント規程

(目的)

第1条 この規程は、桐朋学園大学利益相反ポリシー（令和4年7月5日制定）の定めるところに従い、桐朋学園大学（以下「本学」という。）における利益相反マネジメントの実施体制及び手法について定め、利益相反を適切に管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「教職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 本学の教職員（専任の教職員に限る）
 - (2) その他次条に定める利益相反マネジメント委員会が指名する者
- 2 この規程において「産学官連携活動」とは、教職員が企業、自治体、その他の団体（以下「企業等」という。）と共同の事業に従事することいい、さらに広く学外との社会連携を行うことも含めて「産学官連携活動等」という。
- 3 この規程において、「利益相反」とは、次に掲げる行為により、教職員等又は本学が産学官連携活動等に伴って得る利益と教育・研究という本学における責任が衝突若しくは相反している、又は相反する可能性のある状態をいう。
- (1) 対価、物品その他何らかの経済的利益を得て、外部との共同研究、受託研究又は受託事業に参加する場合
 - (2) 前号の相手方に対し、本学の施設又は設備の利用を提供する場合
 - (3) 第1号の相手方から、一定額以上の物品を購入する場合
 - (4) その他利益相反マネジメント委員会が利益相反に該当すると判断する場合

(委員会の設置)

第3条 本学に利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 利益相反マネジメントに必要な規程等の整備に関すること。
 - (2) 利益相反に係る調査及び審査に関すること。
 - (3) 利益相反マネジメントに関する施策に関すること。
 - (4) 利益相反に関する社会への情報公開に関すること。
 - (5) その他利益相反マネジメントに関すること。

(委員会の組織)

第4条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 選出理事
 - (3) 学部長、研究科長
 - (4) 事務局長
 - (5) 事務局管理グループマネージャー
 - (6) その他委員長が必要と認める者
- 2 委員会に委員長（以下「委員長」という。）を置き、事務局長をもって充てる。
- 3 委員長は必要に応じて第6条に定める利益相反相談員を委員として加えることができるものとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 審査の対象となる産学官連携活動等に携わる委員は、議事に加わることができない。

(利益相反相談員)

第6条 本学に利益相反マネジメントに関して必要な助言及び指導を行う者として、利益相反相談員(以下「相談員」という。)を置くことができる。

- 2 相談員は、利益相反に関して高い見識を有する外部有識者のうちから、委員長が委嘱する。
- 3 教職員等は、利益相反を回避するため、次条に規定する相談窓口を通して、利益相反相談員から指導・助言等を受けることができる。

(相談窓口)

第7条 本学に利益相反に関する教職員等からの相談を受け付ける窓口を設置する。

- 2 前項の相談窓口は、事務局総務チームに置く。

(申告)

第8条 産学官連携活動等に携わる教職員等は、別に定める利益相反に関する申告書を委員会に提出しなければならない。ただし、学校法人桐朋学園又は本学が実施に関与している事業については、除く。

- 2 前項の申告書は、原則として年に一度提出するものとし、当該活動等の内容に大きな変更があった場合は、その都度提出するものとし、前項ただし書きにかかる活動であって利益相反に該当する恐れが生じたものについても、同様とする。
- 3 前項の提出時期は委員会が別に定める。
- 4 第2項のほか、産学官連携活動等に携わる教職員等は、利益相反に該当したと思われる又は該当するおそれのある事案が発生した場合並びに所属長若しくは相談窓口から利益相反に該当する可能性を助言された場合は、速やかに委員会に申告書を提出しなければならない。

(利益相反マネジメント)

第9条 委員会は、利益相反に関する申告書に基づき、利益相反に該当する状況の有無並びに利益相反に該当する場合の程度等について、確認及び調査を行わなければならない。

- 2 委員会は、前項の確認及び調査結果に基づき審査を行う。
- 3 委員会は、前条第1項に定める申告書を提出していない教職員等が産学官連携活動等に携わっていることを認知した場合、又は教職員等が前条第4項に定める事案が発生したにもかかわらず同項に定める申告書を提出していないことを認知した場合は、当該教職員等に前条に定める申告書の提出を求め、又は同条第1項及び前項に定める確認及び調査並びに審査を行わなければならない。

(委員会によるヒアリング)

第10条 委員会は、前条の審査において必要と認めるときは、当該教職員等に対してヒアリングを実施することができる。

- 2 教職員等は、前項のヒアリングの要請に応じなければならない。

(委員会による勧告)

第11条 委員会は、第10条の審査において、利益相反の状況にある又は利益相反の状況に陥る可能性があると判断した場合は、当該教職員等に対し、産学官連携活動等の是正、改善又は中止その他の措置を勧告するとともに、当該勧告に対する措置の報告を求めるものとする。

2 教職員等は、前項の勧告を受けた場合は、速やかに当該勧告に対する措置を講じるとともに、委員会及び所属長に対して当該措置の内容を報告しなければならない。

3 委員会は、前項の報告を受けたときは、その内容を審査し、審査結果を当該教職員等に通知する。この場合において、当該措置が不十分又は不適切とされた当該教職員は、更なる措置及び報告を行わなければならない。

4 委員会は、第1項の勧告及び前項の通知を行ったときは、当該教職員等の所属長に報告する。

5 委員会は、第1項の勧告又は第3項の通知を受けた教職員等が、正当な理由なく当該勧告又は通知に係る措置を講じなかった場合は、速やかに学長に報告する。

6 学長は、前項の報告を受けた場合は、当該教職員等に対し、当該勧告又は通知に係る措置を命ずることができる。

(報告書の提出)

第12条 委員長は、前条第1項の勧告又は第3項の通知を行った後、10日以内に学長に対し、勧告又は通知に関する報告書を提出しなければならない。

(守秘義務)

第13条 委員会の構成員、相談員その他利益相反マネジメントに関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(教育)

第14条 本学は、桐朋学園大学利益相反ポリシー及び本規程の重要性を周知するため、委員会の決定に従い、利益相反に関する教育等を実施する。

(情報公開)

第15条 本学は、社会に対する説明責任を果たすため、利益相反マネジメントの取組状況等についての情報を公開する。

(事務)

第16条 委員会の事務は、事務局総務チームがこれを行う。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は別に定める。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

1 この規程は、令和4年7月5日から施行する。